

保育園・認定こども園 利用者負担額(保育料)表

平成27年4月適用【2号・3号認定】

各月初日に在籍する支給認定 子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額 単位:円)					
			保育標準時間 (1日の利用時間11時間まで)			保育短時間 (1日の利用時間8時間まで)		
階層	定義		3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上
A階層	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	0	0
B階層	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		上記以外の世帯	3,300 (1,650)	2,200 (1,100)	3,300 (1,650)	2,200 (1,100)		
C 階 層	第1	市町村民税所得割額 24,300円未満 (市町村民税均等割課税世帯を含む。)	ひとり親世帯等	8,100 (4,050)	5,100 (2,550)	7,900 (3,950)	5,000 (2,500)	
			上記以外の世帯	9,100 (4,550)	6,100 (3,050)	8,900 (4,450)	6,000 (3,000)	
	第2	市町村民税所得割額 24,300円以上48,600円未満	ひとり親世帯等	12,100 (6,050)	9,100 (4,550)	11,800 (5,900)	8,900 (4,450)	
			上記以外の世帯	13,100 (6,550)	10,100 (5,050)	12,800 (6,400)	9,900 (4,950)	
	第1	市町村民税所得割額 48,600円以上64,700円未満		16,400 (8,200)	13,500 (6,750)	16,100 (8,050)	13,200 (6,600)	
	第2	市町村民税所得割額 64,700円以上80,800円未満		21,800 (10,900)	18,900 (9,450)	21,400 (10,700)	18,500 (9,250)	
D 階 層	第3	市町村民税所得割額 80,800円以上97,000円未満		27,200 (13,600)	24,300 (12,150)	26,700 (13,350)	23,800 (11,900)	
	第4	市町村民税所得割額 97,000円以上121,000円未満		33,400 (16,700)		32,800 (16,400)		
	第5	市町村民税所得割額 121,000円以上145,000円未満		36,700 (18,350)	30,000 (15,000)	36,000 (18,000)	29,400 (14,700)	25,400 (12,700)
	第6	市町村民税所得割額 145,000円以上169,000円未満		41,100 (20,550)		40,400 (20,200)		
	第7	市町村民税所得割額 169,000円以上301,000円未満		45,600 (22,800)		44,800 (22,400)		
	第8	市町村民税所得割額 301,000円以上397,000円未満		48,600 (24,300)	31,600 (15,800)	47,700 (23,850)	31,000 (15,500)	25,900 (12,950)
	第9	市町村民税所得割額 397,000円以上		54,900 (27,450)		53,900 (26,950)		

注意事項

- 4月から8月までの保育料は前年度、9月から翌年3月までの保育料は当年度の市町村民税所得割で算出されます。
- 保育料の多子軽減について
当該世帯内で施設(保育所、認定こども園、幼稚園)を利用している子どもが複数いる場合、
2人目は半額、3人目以降は無料。()内の金額は、きょうだい児軽減で半額になる場合の保育料です。
- 新3人っ子応援プロジェクトについて
同一世帯に、18歳に達する日以降最初の3月31日までにある 児童が3人以上いる場合、
多子軽減の条件に関係なく3人目以降は無料。